

松山圏域交流活動促進事業(案)

資料3

地域コミュニティの活性化と公共交通の利用促進のため、松山圏域で活動する地域活動団体等が、圏域内又は広島広域都市圏(以下「広島圏域」という。)内の団体等と交流を行う、または単独で広島圏域を目的地とする地域資源の視察等で公共交通を利用する経費を補助します。

1.対象団体

(1)	松山圏域内に所在する 地域活動団体 (町内会、自治会、社会福祉協議会、PTA、高齢クラブ、まちづくり協議会、NPO、スポーツ少年団など)
(2)	松山圏域内に所在する 産業関連団体 (商工会、商店街振興組合、農協など)

2.対象事業

交流事業 ※同一市町内で の活動は対象外	ア.団体交流型	対象団体同士が松山圏域内または広島圏域内において交流する事業
	イ.イベント出展型	対象団体が松山圏域内または広島圏域内で開催されるイベント等に 出展する事業
単独事業	対象団体が広島圏域内で地域資源の視察等を行う事業 ※松山圏域内での単独事業は対象外	

3.対象経費

公共交通型	対象団体の構成員が3名以上参加する補助対象事業において、当該構成員が集合する地点と目的地の間を往復するために利用する公共交通※の運賃の支払いに要する経費 ※伊予鉄道電車、JR在来線、乗合バス、乗合タクシー、船舶等
貸切バス型	対象団体の構成員が10名以上参加する補助対象事業において、当該構成員が利用する貸切バス※の利用料金(バス借上料のみ)の支払いに要する経費 ※道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けており、圏域内市町において公共交通を運行する事業者に限る。

4.補助率・補助上限額

事業区分	補助率	補助上限額
交流事業	対象経費の3分の2	1人当たり1万円かつ1団体20万円 (目的地が松山圏域の場合は1団体10万円)
単独事業	対象経費の2分の1	1人当たり5千円かつ1団体10万円



松山圏域連携中枢都市圏
Matsuyama wide Area Partnership